

令和6年度 第2回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月16日(火) 9時58分～11時00分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 石田 司郎 片山 智成 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人 山本 正仁

4 議題

- (1) 三重県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

5 開会

(指導官)

定刻には少し早いのですが皆様お揃いいただきましたので、只今より令和6年度第2回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

では、先ず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてですが、15名の委員全員にご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を行ないましたところ、傍聴申込がございまして、6名の傍聴を認めておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます
(局長)

おはようございます。

本日は、令和6年度第2回三重地方最低賃金審議会ということでございます。ご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、従前から、最低賃金制度の円滑な運営に多大なるご協力を賜っておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、本日は、「三重県最低賃金」の改正決定について諮問させていただきたいと

このように考えております。

併せて、特定（産業別）最低賃金につきましても、改正決定の申出がありました5業種に係る「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最低賃金につきましては、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」におきまして、公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円とすることを目指すとした目標、これをより早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&A、環境整備に取り組むとされておるところでございます。併せて、地域別最低賃金の地域間格差の是正を図るということも盛り込まれております。

本年度の審議会は、こうした状況につきましても十分配慮いただきながら、審議を始めていただくことになり、委員の皆様におかれましては、様々なお立場から様々なご意見があらうかと存じますが、闊達なご審議をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

（指導官）

ありがとうございました。

それでは審議会の議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

6 議 事

（1）三重県最低賃金の改正決定について（諮問）

（会 長）

委員の皆様には、ご多用の中、本日も本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

いよいよ梅雨も末期になってまいったのでしょうか、各地で梅雨末期の大雨というのが増して、色々被害も出てきているようでございます。その後、また暑い日が続くかと思っております。更にここにきて、熱中症コロナとか言いまして、熱中症もコロナも随分患者数も増えてきているというようなことが報道されておりました。

委員の皆様には健康管理を十分していただいて、今後始まる審議会の日程に万全を尽くしていただきたいと思います。

その中で、最低賃金に関しましては、今まさしく中央の方で小委員会が開催されているというようなことでございます。例年ですと、中央での答申が出た段階で報道等がなされるような状況だったかなと思っておりますが、今年に関しては、小委員会の第1回目、第2回目併せて報

道されていきました。それだけ世間の関心も高いのではなからうかなと思っております。その中で三重県も中央からの目安を受けて、最終的に審議を進めてまいりますけれども、是非皆様には、引き続きご理解ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これより令和6年度第2回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、議事の1番目の「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をお受けしたいと思ひます。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

その後、(写)を各委員に配付する。

(会 長)

只今、局長から諮問文を頂戴いたしまして、皆様のところには写しを配付させていただきました。

それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

(室 長)

失礼いたします。

— 室長、諮問文を朗読 —

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

それでは、先ず、諮問の背景に関しまして、ご説明させていただきます。

最低賃金制度については、低賃金労働者の保護、公正競争の確保、労使関係の安定の促進に役立っているところですが、これまで紆余曲折を経まして現在に至っております。

現在の審議会方式による決定方式につきましては、昭和52年の中央最低賃金審議会答申により定められたものです。この内容は、全国的に整合性のある決定が行われるよう47都道府県をランク分けし、最低賃金改定の目安額を作成して一定期日までに地方最低賃金審議会に提示するというものです。

この目安制度は昭和53年から導入されています。本年も厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、地域別最低賃金額改定の目安について6月25日に諮問され、目安小委員会に審議が付託されました。

つきましては、地方の最低賃金審議会におきましても、中央最低賃金審議会から今後示される目安額に基づき、審議する必要が生じたので、今回、三重労働局長から三重地方最低賃金審議会会長宛てに諮問をさせていただいたところです。よろしく願いいたします。

続いて、お手元の資料に基づき、最低賃金を取り巻く情勢について、説明させていただきます。

1 資料1をご覧ください。

こちらは、令和6年7月3日現在の本年の連合・経団連の春季賃上げ妥結状況です。額、率ともに平均賃金方式による加重平均となっています。

連合調べから説明いたします。まず、5,284組合全体の賃上げ額は、15,281円、賃上げ率は5.10%で、前年最終結果よりプラス4,721円、プラス1.52ポイントでした。また、このうち300人未満の中小組合である3,816組合では11,358円、賃上げ率は4.45%で、前年最終結果よりプラス3,337円、プラス1.22ポイントでした。

経団連調べを説明いたします。まず、原則東証1部上場・従業員500人以上の大手89社の賃上げ額は19,480円、賃上げ率は5.58%で、前年最終結果よりプラス6,118円、1.59ポイントでした。従業員500人未満の中小226社の賃上げ額は10,420円、賃上げ率は3.92%で、前年最終結果よりプラス2,408円、プラス0.92ポイントでした。

2 資料2から資料6までは、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会第1回の資料でございます。時間の都合上、かいつまんで説明いたします。資料2の主要統計資料のうちⅡ都道府県統計資料編の各表について、三重県の欄を赤枠で囲んでいます。1ページの1各種関連指標（ランク別・都道府県別）で三重県の状況を説明いたします。令和2年度1人当たり県民所得は2,948,000円で15位、令和5年4月の月額標準生計費4人世帯は270,730円で3位、新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和5年）は男性が213,700円で1位、女性が183,700円で19位となっています。

3 資料3をご覧ください。

今年6月21日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024改訂版」でございます。

このうち、最低賃金の引上げに関する記載の箇所である6ページ下から3行目以降を読み上げさせていただきます。「昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよ

う、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&A の環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とございます。

4 続きまして資料4をご覧ください。

今年6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2024」、骨太方針でございます。

3 ページ中程、第2章1（1）賃上げの促進、上から4行目以降の最低賃金に関する記載箇所をお読みします。「最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」とございます。

5 資料5の足下の経済状況等に関する補足資料のうち、スライド番号11から13は企業の経営動向に関する統計となっております。スライド番号22から26は倒産の動向に関する統計、スライド27から56は中小企業への支援に関する資料となっております。

資料6は、最低賃金に関する調査研究概要2種類となっております。

6 次に資料7をご覧ください。

この資料は三重県における令和5年の産業別定期給与、出勤日数、労働時間等の状況を、前年と比較したものです。

規模5人以上と30人以上で分類しておりますので、先ず、上段の規模5人以上の表をご覧ください。

- ・産業区分の1番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、260,405円、前年比プラス0.5%
 - ・「所定内労働時間数」は、126.7時間、前年比プラス0.4%
 - ・「所定外労働時間数」は、10.0時間、前年比マイナス11.7%
- となっております。

次に、下段の規模30人以上の表をご覧ください。

- ・産業区分の1番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、286,775円、前年比プラス0.8%、
 - ・「所定内労働時間数」は、130.6時間、前年比プラス0.6%、
 - ・「所定外労働時間数」は、11.8時間、前年比マイナス12.5%
- となっております。

7 次に、資料8をご覧ください。

労働経済指標の推移でございます。

- (1) 先ず、区分の2列目「消費者物価指数」を見ていただきたいのですが、

指数につきましては、右上に書いてございますが、令和2年を100とする方式で、また、三重県の数値は県庁所在地（津市）の数値を用いています。上から4段目の令和5年平均を見て頂きますと、全国106.6、三重県106.2でそれぞれ前年比プラス3.8%、3.4%という状況になっています。

(2) 現金給与総額の名目賃金指数と実質賃金指数です。

(ア) まず、名目賃金指数ですが、

- ① 全国の令和5年平均は、
規模5人以上が103.5で、前年比プラス1.2%、
規模30人以上が105.9で、前年比プラス1.8%
という状況になっております。
- ② 三重県では令和5年平均は、
規模5人以上が101.8で、前年比プラス0.6%、
規模30人以上が99.0で、前年比プラス0.9%
という状況になっております。

(イ) 次に、実質賃金指数ですが、

- ① 全国の令和5年平均は、
規模5人以上が97.1で、前年比マイナス2.5%、
規模30人以上が99.3で、前年比マイナス2.0%
という状況になっております。
- ② 三重県では令和5年平均は、
規模5人以上が95.9で、前年比マイナス2.6%、
規模30人以上が93.2で、前年比マイナス2.4%
という状況になっております。

8 次に資料9「鉱工業生産指数及び鉱工業製品在庫指数の推移」をご覧ください。直近3年分の年平均についてご説明しますと、令和2年を100とした数値で、三重県の鉱工業生産指数は、令和3年平均104.6、令和4年平均は、105.6と増加しましたが、令和5年平均は、100.2と令和2年並となっています。三重県の鉱工業製品在庫指数は、令和3年平均87.8、令和4年平均は92.7、令和5年平均は94.0となっており、令和2年を下回っています。

9 次に資料10「安定所別有効求人倍率の推移」をご覧ください。

令和6年5月の三重県の有効求人倍率の季節調整値は、1.19倍であり、前月を0.02ポイント下回っています。

なお、後ろにご参考までに、三重県内の各安定所別の「新規学卒者の初任給情報」をお付けしています。

以上が、三重県最低賃金の改正諮問させていただきました背景等に係る資料説明でございます。

よろしくお願ひいたします。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今、事務局の方から、本日の諮問の趣旨と最低賃金を取り巻く情勢を説明いただきました。沢山の資料でございましたので、全てを今すぐ理解することはできないかも知れませんが、今後の審議の際にご活用いただければと思います。

今までのご説明に関しまして、何かご質問等ありませんでしょうか。

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

(会 長)

今は特段、ご質問もございませんようですので、それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の2番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をお受けしたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

その後、(写)を各委員に配付する。

(会 長)

只今、局長から特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無についての諮問文を頂戴し、写しを皆様に配付をしていただきました。

それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

(室 長)

失礼いたします。

— 室長、諮問文を朗読 —

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

それでは、三重県特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無に関しまして、ご説明させていただきます。

資料 11 をご覧下さい。

先程の諮問の中に別添のとおりとございましたが、その別添を資料 11 としてお配

りしておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、1 ページ申出一覧をご覧下さい。

これは、令和6年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等の申出に係る状況を取りまとめたものです。

今年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等につきましては、電線・ケーブル製造業ほか4業種について、7月4日の申出締切日までに、「申出書」が提出され、所要の内容審査を行った上で申出書の受理いたしましたところでございます。

申出の要件は、「最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の産業別最低賃金に係る申出については、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されていること。」（新産業別最低賃金の運用方針1（2））となっております。

「申出による労働協約等の適用労働者数」は、各申出代表者から提出があった申出書に記載してある基幹的労働者数を入れております。

「比率」は、「申出による労働協約等の適用労働者数」を「センサス等の基幹的労働者数」で除した比率となっております。

例えば、電線・ケーブル製造業を見ていただきますと、「センサス等の基幹的労働者数」が1,604人、「申出による労働協約の適用労働者数」が1,093人ということで、「比率」の欄をご覧いただきますと、68.1%となっております、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしております。

他の業種を同様の見方で見ていきますと、自動車・船舶製造等の輸送用機械器具製造業が49.6%。一般機械器具製造業が34.5%。洋食器・刃物・手道具・金物類製造業が43.1%。電気機械器具製造業が62.2%。となっております。改定の申出のありました各産業5業種は、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、2月に意向表明のありました6業種の内、「ガラス・同製品製造業」につきましては、7月4日までに申出書を提出されておられません。

（会長）

ありがとうございました。

改定の申出のありました5業種につきましては、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしているものと判断をさせていただきます。取り扱いさせていただきます。

三重県特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無について、諮問をお受けしましたので、第1回本審の中でもお願いしておりましたように、現段階での労使のご主張をいただければと思います。

まず、申出されました労働者側からご意見いかがでしょうか。

（廣瀬委員）

連合三重の廣瀬と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

先程ご説明がありましたように本年度は6業種で意向表明をさせていただいたところですが、ガラス・同製品製造業につきましてはですね、改定の要件を満たさず

に断念をしたところでございます。

残りの5業種につきまして、今回、担当の各労働者代表委員が各業種についてのご説明ご報告をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

資料11にありますこの表の順に沿ってそれぞれご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(片山委員)

自動車総連の片山と申します。よろしくお願いいたします。

私は、輸送用機械器具製造業に関して申出をさせていただきました。その思いと考えについて述べさせていただきたいと思っております。

三重県における製造業の製造品出荷額等を見てもみると、輸送用機械器具製造業が県内の約四分の一を占めており、全国的にみても高い水準であると考えております。自動車や船だけでなく、関連する部品などの製造を含め、相当裾野が広く、私たちの日常生活には欠かせない産業であり、三重県、その地域社会の経済を支える大きな主要産業であると認識しております。

そんな中、取り巻く情勢でございますが、自動車で言いますと以前のコロナの影響で半導体部品供給課題といったところも回復し、能登震災の影響により変化が生じていた働き方についても復帰しております。この先をみてもグローバル補完対応をして海外向け（輸出用）の生産部品の増加により休日での対応も行っています。また、船についても海運業や輸送業の好調により、当面の間の仕事量は確保ができていく状況となっております。

一方で、産業の人材不足や、定着しない事が深刻な問題となっております。非正規の募集や採用を進めていますが、必要とする定数の確保が難しく、マネジメント側の方が一工程を担って回している企業も少なくありません。また、工場勤務も多いことから、俗にいう「きつい・汚い・危険」といわれる3K職場もございまして、暑い・寒い中、多くの重機に囲まれて仕事をしておりますので、同じ賃金であれば、ほかの産業に変わっていく方も多いという現状です。

今後、電動化やカーボンニュートラル達成に向けて取り組む、この大変革期の中で、既存事業をしっかりと回しながら、新たな時代へシフトしていかなければなりませんし、そのためにも人材の確保が大きな課題であり、非常に重要なことと認識しております。

毎年春闘で企業内賃金や環境改善、賃金を上げていく取り組みを行っていますが、やはりこの大きな産業を発展させていくには、未組織で働く多くの仲間が必要であることから、特定（産業別）最低賃金を新たに設定していくことが、人材獲得、競争力の向上であったり、雇用の安定、そして産業の健全な発展に繋がるものと考え、今回申出をさせていただきました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(佐橋委員)

続きまして三重県一般機械器具製造業最低賃金につきまして、私、佐橋の方から申出をさせていただきます。

昨年、20年ぶりに特定（産業別）最低賃金の申し入れをさせていただきましたが、昨年は必要性なしということで金額の審議の方に至りませんでした。まず、これについて労側だけでなく、使側の関係各位にも、改めて皆様の思いを確認をさせていただきました。

そうすると、やはり労務費の価格転嫁に関する指針が出ておりますけれども、一般機械器具製造業というのは、ほとんどがB to Bといわれる企業へ向けて製造販売をしているというところが多いので、価格転嫁がなかなか難しいということが実態としてあります。そういう中で、やはり、特定（産業別）最低賃金が新たに設定をされることで、発注元に対してもですね、より価格転嫁をしっかりとやっていかなくてはいけないという思いを伝えられるというところで、是非、今こそ特定（産業別）最低賃金の復活を希望される企業が非常に多かったわけでございます。

私共JAMの調べによりますと、一般機械器具製造業に関しては、今回の春闘でおよそ5.3%の賃上げができたということになっているんですけども、大企業と中小企業でですねかなり差が開いております。大企業に関しては、労働者側の要求に応じてですね、ほぼ満額で回答が出ているというところが多いのですが、中小に至っては半分とか、場合によっては賃上げができなかったというところが見受けられます。ですので、やはり特定（産業別）最低賃金に対する思いというのは、強いというのが産業の現状でございます。

こちらの方は、なかなか昨年もですね、20年間申し出がなかったということは、必要がないのではないかという委員の方のご意見もありましたが、労務費の価格転嫁の指針が出て、より価格転嫁を進めるという意味でも、改めて必要だということをお使で確認をしておりますので、是非今年はですね、必要性ありに向けたご審議を是非お願いしたいと思っております。

また、洋食器・刃物・手道具は、一般機械とかなり様相が異なっておりまして、今年の賃上げは2.43%、非常に低いところで終わってしまいました。これは実際に聞きますと、B to Cといいます一般消費者向けに販売をしているというところがありまして、なかなか値上げが難しいというのが現状としてあります。やはり、値上げをしてしまいますと買い控えになってしまうという問題があつて、なかなか労務費が転嫁しづらいという側面があります。こちらの方はそういう意味でも特定（産業別）最低賃金を復活させて、しっかりと社会に向けて業種として衰退してはいけないということも含めて、強いメッセージを打ち出していきたいという当該業種の労働者側、使用者側も含めてそういう思いを持っておりますので、是非その点を汲んでいただいでのご審議をしていただければと思います。

大変雑ぱくですが、以上です。

（前田委員）

続きまして電気機械器具製造業についてお話をさせていただきます。本来でした

ら担当の本審委員がいるのですが、今回は当該の担当がおりませんので私前田が少しお話をさせていただきたいと思えます。

まず、三重県の電気機械器具製造業は、2022年度の経済産業省の数字になりますが、工業統計調査においてですね、製造品の出荷額が全国で3位、一人当たりの製造品の出荷額が、こちらについては全国1位であります。また、付加価値額といたしましても全国で3位、一人当たりの付加価値額全国1位ということで、三重における電気機械製造業というのは、全国的にも非常に高い産業であると思えます。2022年以前の過去の水準を見ましても、常に全国上位であることになっておりまして、三重における主要産業の一つであるということは言うまでもないんだろうと思えます。

一方で、三重県の電気機械器具製造業の特定（産業別）最低賃金ですが、今現在987円ということですが、こちらは全国的に見ても全国で15位ということで、労働の実績と賃金のバランス、正しい形になっていないのではないかと考えております。労働分配率の視点においても適正な特定（産業別）最低賃金が必要であると考えております。また、人材不足倒産を回避するためにもしっかりと特定（産業別）最低賃金の引き上げをし、人材確保に取り組まなければならない。そして、三重県の電気機械器具製造業の永続的な発展のためにも特定（産業別）最低賃金の引き上げが重要であるとと考えております。

昨年も使用者側からもお話ができましたが、特に電機産業においては、三重県において裾野の広い産業でもございますので、やはり影響力という部分も含めて年々県最賃との優位性は縮まってはきておりますけれども、やはり三重における電機産業は重要と考えておりますので、改めて特定（産業別）最低賃金の改定をお願いしたいということで申出をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

（石田委員）

私、電線・ケーブル産業から石田が説明をさせていただきます。

電線・ケーブル業界の概要といたしましては、主に銅やアルミニウムを線状に伸ばし、電力会社、自動車メーカーに主に販売をしております。通信関係に向けては、金属ではなくガラス系、光ファイバーケーブルを販売しております。

電線ケーブルの市場動向といたしましては、通信系では、通信インフラ環境の光化が進んでいるために、2023年度はメタルケーブルの大きな需要が無く2022年度に比べ横ばい、2024年度は通信インフラ関係の光化の進展によりメタルケーブルの需要は現状維持と見ております。

自動車関係で、2023年度に半導体の供給制約緩和により自動車生産台数の回復、2022年度よりも増産を見込んでおり、2024年度は半導体の供給制約はほぼ解消と見ていて、世界的需要が見込まれているBEV車の生産販売体制の遅れや、国内外の購買力減速により、自動車生産数は減少すると見て、2023年度よりわずかに減少と予測しています。

建設電販系は、コロナ禍による工事延期の解消や、再開発案件、工場物流倉庫、

データセンター等の需要が堅調に推移して 2022 年度に比べ横ばいと見込んでおり、2024 年度の予想は、再開発案件、大阪・関西万博関連等需要によって顕著に推移するものの、人出不足の問題、資材問題を考慮して、2023 年と比べても横ばいと見えています。

三重県の電線・ケーブル大手三社の動向としましては、フジクラさん、昨年は、売上高、営業利益は、過去最高水準を維持しております。経常利益は 2 期連続、当期純利益では 3 期連続で過去最高を更新しております。

情報通信事業、光ケーブル関係は、通信キャリア顧客における投資抑制が持続しているものの、下期からデータセンター向け光コンポーネントが復調していて、多様な収益基盤を背景に前年度並みの高い利益水準を維持しています。

今期の予想としては、光ケーブル、データセンター向け、生成 AI 需要拡大を背景に、インフラ投資の加速を見込んでいます。

エネルギー事業、メタル系は、大型件名の需要を取り込み、引き続き堅調に推移しています。

人の状況としましては、光ファイバーの増産に伴い、人員不足であり、派遣社員などを含め約 50 名増員する予定です。

SWCC については、昨年度経常利益は前年度比 17.5 から 22%増益しています。

国内の建設関連向けは、販売価格見直しと原価低減の取り組みによる適正な利益確保に努めつつ高稼働での生産体制により、堅調な需要を取り込んできてます。

今後の見通しとしては、長期的な市場拡大が見込まれる環境対応車需要や少子高齢化を背景とする省力化製品・サービスの需要等が見込まれます。

2024 年度問題を背景とした労働人口不足の問題に直面しております。

最後に古河電工は、前年比では減収減益で、光ファイバーケーブルは、市場の急激な悪化と長期低迷による売り上げ減となっています。

メタル系の電気エレ材料車載関連は回復していますが、エレクトロニクス関連需要は低迷しています。

半導体関連は生成 AI 関連が業績を牽引している状況となっております。

今後は、光ファイバーケーブルの高付加価値ソリューションへのシフト、新規顧客開拓、製販体制の強化をしていきます。

全体的に三重県の労働協約ケースにおける基幹的労働者数の説明が先程ありましたが、全体で 1,604 人 11 事業所。労働協約の適用労働者数 1,093 人、68.14%で 3 組織から出ておまして、労使で申出をされております。労働協約における最低賃金として今現在特定（産業別）最低賃金 999 円、労働協約における最低賃金は 1,206 円となっていて、昨年は 1,075 円でありましたので、プラス 131 円上がっています。当該労使の意思疎通ができており、意向表明並びに申出書に対して当該労使間で確認済みであり、審議が必要であることから引き続き審議の程よろしく願います。以上です。

(会 長)

只今、労働者側の各産業の代表の方からご発言をいただきました。

これを受けまして、使用者側ご発言をいただけますでしょうか。

(中村委員)

使用者側を代表いたしまして、私の方からお話させていただきたいと思います。先程労働者側の皆さんから5業種についての意向表明の説明をいただきました。それを受けて我々使用者側として来週決まるかと思いますが、目安額含めてですね、使用者側、今日お揃いの委員の皆様と真剣に協議をして考えていきたいと思っています。

先程ご説明があった中で、どこの業種についても人手不足というワードが出ておりました。ただ、申し訳ないのですけれども、これは皆さんの業種だけでなくすべての業種というふうに考えていかななくてはいけないということだけは申し伝えたいと思っております。

また、そもそも論になるんですが、今回議論になる産業別の特定(産業別)最低賃金というのは、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合に関係労使の申し出を受けて、公労使三者の全会一致の議決を経て設定となっているかと思えます。しかし、これは三重県に限っての話ではございませんが、全国的に近年の地域別最低賃金の大幅な引き上げによってですね、冒頭事務局さんからもご説明のあった全国加重平均、去年の部分ありましたが、急激に縮まっている。個々の特定(産業別)最低賃金額をみても、地域別最低賃金を下回るケースが非常に多くなってきている。これは全国的にこういう形になってきてます。複数年度に亘って地域別最低賃金を下回ってきている場合とかですね、地域別最低賃金との乖離額が大きい最低賃金については、当該地域別最低賃金が適用されているわけですが、実質的な機能も含めて考えていかなければならない。こういうことも含めながら総合的に勘案してですね、本当に真剣に検討をさせていただきたいなと思っております。

またですね、とは言いながら、冒頭の資料説明にもございましたが、今年は昨年を上回る大幅な賃上げがなされました。私共の調査においても、昨年も初めて、我々の調査は母数が少ないのであまりあれなんですけど、それでも3%を超えてくる。今年最終出しましたが、そこでもプラス1を超えた4%という数字を超える結果がでています。これは全国的にそういう状況です。ということでありますので、国もおっしゃっていただいている成長と分配の好循環の実現に向けて、賃上げというのが極めて重要というのは、我々経営者側も十分認識させていただいております。とは言いながら、地域の中小零細企業の実情というのを十分に考慮させていただいて、当然三原則の一つである一番大きなところの企業の支払い原資の部分、継続的な確保という部分に向けて、先程のご説明にも出ておりましたが、当然企業の生産性向上であるとか、なかなか難しい労務費を含むですね価格転嫁、パートナーシップを結ばせていただきましたが、この推進が必要不可欠かなと思っております。

また、物価の上昇が続いている中、賃上げの社会的な期待感が高まってきている中で、ただ、引き上げ方向にあまりにも過熱をしてですね、冷静な審議が損なわれ

ることのないようにすることが、懸念をしておるところでございます。いずれにしてもですね、当然限られた時間ではありますので、委員の皆様と慎重に検討を進めさせていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、労使それぞれの方々のご意見を賜ったところでございます。

この特定（産業別）最低賃金というのは、労使のイニシアティブで決まってくるものでございます。労使の団結というんですかね、お願いしておきたいと思えます。

次に、今後の審議の方法について、ご意見を賜りたいと思えます。

審議の進め方について何かご意見ございましたお伺いしたいと思えます。いかがですか。

(中村委員)

すみません。

(会 長)

はい、どうぞ。

(中村委員)

小委員会設置をお願いしたいと思えます。

(会 長)

只今、中村委員から小委員会を設置して審議をするというご提案を賜りました。例年そのような形で進めさせていただいております。私としましても同様に考えているところでございます。小委員会を設置して審議を進めるという形でご異議ございませんでしょうか。

— 異議なしの声 —

(会 長)

ありがとうございます。

異議なしというご発言をいただきましたので、小委員会を設置をいたしまして改正決定の必要性について別途審議をしていくことにいたしたいと思えます。

なお、小委員会の委員につきましましては、三重地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づきまして会長が指名をするとなっておりますので、指名をさせていただきたいと思えます。

労側 佐橋委員、廣瀬委員、前田委員

使側 栗須委員、中村委員、松井委員

公益 西川委員、三好委員、私、安井

の9名の委員を指名させていただきたいと思えます。

指名をさせていただきました委員の皆様には、また、ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひします。

後日、当該委員へ事務局から指名書の交付をお願ひします。

(室 長)

承知しました。

小委員会につきまして、指名があつた委員の皆様には、ご都合をつけていただきますようよろしくお願ひいたします。

(会 長)

小委員会の日程ですが、8月6日(火)午後1時30分から予定をさせていただいております。先程指名をさせていただいた委員の皆様には、日程確保の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

(会 長)

それでは、次の議題でございます。議題の3番目、「三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方」について、事務局から説明をお願ひします。

(室 長)

はい。先ず、次回の最低賃金審議会の日程についてですが、現在のところ、予定通り進めば、7月23日(火)に中央最低賃金審議会の第4回目安に関する小委員会が開催され、何日か後に目安にかかる答申がなされる予定となっております。

当審議会としましては、次回の第3回審議会を7月29日(月)に行ひ、目安の伝達等をさせていただきたいと考えております。

(会 長)

只今ご説明がありましたように、第3回審議会を7月29日(月)午前10時から開催をさせていただきたいと思ひます。

委員の皆様には、こちらの方も日程確保をよろしくお願ひいたします。

では、その他、何かございますか

(室 長)

事務局から連絡事項3点ございます。

1点目は、専門部会委員の推薦公示についてでございます。先程「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をさせていただきました。最低賃金法第25条第2項「審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」に基づき、専門部会の設置することとなります。

専門部会委員の推薦公示につきまして、「本日公示し、7月25日(木)締切り」ということで進めたいと考えております。

専門部会につきましては、7月30日から8月2日までの間で集中的に審議するこ

ととしておりますので、当該委員の皆様には、ご都合をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

2点目、最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示についてですが、同じく「本日公示し、7月25日（木）締切り」を進めたいと考えております。よろしくお願いいたします。

3点目、今年度に三重地方最低賃金審議会会長にいただきました最低賃金改定に関する要請書のご紹介です。

5月30日付けでUAゼンセン三重県支部長様から、6月20日付けで全労連東海北陸地方協議会議長様から要請書を受け付けております。それぞれ資料12と資料13として配付させていただきました。各自内容をご確認いただき、今後の審議にご活用ください。

よろしくお願いいたします。

（会長）

ありがとうございました。

その他委員の皆様から、ご発言ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

只今、第3回審議会を7月29日、また前回におきましては、第4回審議会答申日を8月5日と決めさせていただいたところでございます。

委員の皆様、専門部会にご就任いただく委員の皆様、先程指名をさせていただきました小委員会の委員の皆様には、7月後半から8月の頭にかけてまして、連日ご審議をいただくことになろうかと思っております。非常に時間的にタイトな中で、重要な決定をしていただかなくてはならない。大切なお役目を果たしていただくこととなりますので、是非冒頭でもお話しさせていただきましたが、熱中症コロナ等の健康管理も十分ご留意いただきまして、ご審議にご参加いただきたいと思いますと思っております。

今年の夏も非常に暑い夏が予想されます。その中での審議ということで、議論も非常に熱くなってしまうかも知れませんが、良い経済の発展のためにも三重県の経済をさらに前に進ませるためにも、皆さん是非ご協力を賜りたいと思っております。

以上を持ちまして、第2回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

（皆）

ありがとうございました。

以上